

## 「道路交通法改正試案」に対する意見

2013年(平成25年)3月6日

日本弁護士連合会

警察庁が意見募集している「道路交通法改正試案」に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

### 1 「1 一定の病気等に係る運転者対策」について

- (1) 「(1) 免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を的確に把握するための規定の整備」における「ア 免許を受けようとする者等に対する病気の症状に関する公安委員会の質問制度及び虚偽回答に対する罰則整備」の項目について

改正試案では、都道府県公安委員会は、運転免許の新規取得時及び更新時に病気の症状に関する必要な質問をすることができることとし、当該質問に虚偽の回答をする行為について、罰則を設けるとしている。

しかし、この制度の背景には、統合失調症やてんかんなどの病気等を持っている人は、免許を取得したい、あるいは失いたくないばかりに、自らの病状について虚偽の申告をするなど、一般に社会的責任感が希薄になりがちだ、という誤った偏見があると言わざるを得ない。

統合失調症やてんかん等を患っている人のほとんどは、運転免許更新時等に自己の病状を適切に申告し、適正に免許更新等の手続を行っており、栃木県鹿沼市で発生した事故のクレーン車の運転者のように、本来は運転免許の取消事由に該当する状態であるにもかかわらず、これをことさらに隠して免許の更新等をする者は、むしろ例外的な存在である。

にもかかわらず、法により、病状等の虚偽申告に対して罰則を設けることは、上述したような、統合失調症、てんかん等の病気を持つ者は、自己の病気を隠して運転免許を取得、更新する無責任で危険な存在であり、罰則を持ってこの人たちを規制しなければならない、という誤った考えを社会に流布させる恐れがある。そのため、罰則の創設については、反対である。

- (2) 「(1) 免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を的確に把握するための規定の整備」における「イ 一定の病気等に該当する者を診断し

## た医師による任意の届出制度」の項目について

改正試案では、「一定の病気等に該当する者を診断した医師は、その者が免許を受けていることを知ったときは、公安委員会にその診断の結果を任意に届け出ることができる」こととしているが、この改正には、以下のとおり、重大な問題があると言わざるを得ない。

病気に罹患し、医師の治療を受けようとする者は、厳しい守秘義務を課された医師であるからこそ、自らの症状や既往症などを正直に告げ、その医師を信頼して治療に専念できるのである。

しかし、もしも、任意とはいえ、医師により、自らの病気が公安委員会へ通報される可能性があるとするれば、一定の病気に罹患した人が、心身の不調を自覚しながらも医師の診察を受けなかったり、診察を受けても自己の症状を正直に申告しないなどの行動につながる可能性が生じる。その結果、医師は十分な治療行為ができなくなるとともに、一定の病気等に罹患している人が医療から遠ざかり、これらの人がかえって潜在化してしまい、ひいては国民の健康を害する結果となる恐れがある。

また、医師の職責上、患者との信頼関係は最も重要である。しかし、改正試案にあるような医師による任意の届出制度を定めたとするれば、医師は、「任意」といっても事故が起きた場合に責任を追及される可能性を考慮せざるを得ず、事実上、医師としての守秘義務の放棄を迫られることになり、ひいては患者との信頼関係を構築できない事態が生じかねない。

よって、医師が、任意に患者の情報を通報できる制度を創設することは、一定の病気の影響により引き起こされる交通事故を未然に防止するという理念に沿うどころか、かえって逆行するおそれがあると言わざるを得ない。

### (3) 「(2) 一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された場合における当該免許の取消しを受けた者の免許再取得に関する負担を軽減するための規定の整備」の項目について

改正試案では、一定の病気のために免許を取り消された場合の免許の再取得に係る負担を軽減することにより、正しい申告を促進するとして、取り消し後3年以内に免許を再取得する場合には、技能試験及び学科試験を免除としている。

このように、取り消し後の免許再取得を容易にするという考え方には賛成す

るものの、統合失調症、てんかん等の病気の治療は一般に長期間を要する場合が多く、ここに示された3年間という期限の制限が、これらの病気により免許を取り消された人が免許を再取得する際の負担軽減策として、必ずしも十分な長さとは言えないと考えられる。

そこで、再取得の際の条件緩和については、3年間という期限を経過すると一切の恩典を受けられないという制度とするのではなく、症状が改善するまでに3年以上の長期間を要した場合にも、新規取得の場合よりも試験内容を一定程度緩和するなど、何らかの形で免許再取得を容易にする仕組みを検討すべきである。

## 2 「2 悪質・危険運転者対策」について

### (1) 「(1) 無免許運転、その下命・容認及び免許証の不正取得の罰則の引上げ」の項目について

無免許運転罪について、「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」を「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に改正することに、反対する。

無免許運転罪の法定刑のうち懲役刑について、一挙に3倍もの重さに重罰化するの行き過ぎであると思料する。

無免許運転にも、一度も免許を取得したことがない者と、免許を取得したことがあるが失効した者では、その悪質性には違いがあると考えられる。ところが、警察庁交通局のデータベースには、免許が取り消された者についてのデータは、本人が100歳になるまで保存しているが、免許を失効した者については、年間100万件ぐらいあっても失効から数年を経過したデータは消去されることになっているために、免許を過去に一度も取得したことがない者かどうかを確認する手段がないことが明らかになっている。

そのため、最も悪質と考えられる「一度も免許を取得したことがない」かどうかを立証することができず、現時点では、行為の時点で無免許かどうかという形式的な理由で無免許行為を捉えるしかないことになっている。この意味において、無免許運転は、運転時に免許を有していないというだけで、具体的な法益侵害の可能性が低い行為も一律に3年以下の懲役という重い法定刑を定めるのは、その犯罪行為の悪質性とのバランスを著しく失するものと言わなければならない。

2007年（平成19年）9月に施行された改正道路交通法において、酒気帯び運転罪の法定刑が3年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされている

が、交通事故につながる危険性が定型的に高い酒気帯び運転と、そのようには一概にはいえない無免許運転行為の法定刑を酒気帯び運転の法定刑と同一に引き上げるべき合理性はない。

(2) 「(2) 無免許運転幫助行為(自動車等の提供行為及び同乗行為)の禁止及び罰則規定の整備」の項目について

「無免許運転をするおそれがある者に対して自動車等を提供した者についても、自動車等の提供を受けた者が無免許運転をした場合には、無免許運転をした者と同等の罰則を設けること」及び「あらかじめ運転者が免許を受けていないことを知りながら、当該運転者に対し、自動車等を運転して自己を運送することを要求・依頼して、当該自動車等に同乗する行為についても罰則を設けること」については、いずれも反対する。

その理由としては、無免許運転罪の法定刑の引上げを前提として、自動車等を提供した者に対しても無免許運転罪と同じ「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」とすることは相当ではない。そもそも、自ら無免許運転をする行為と、自動車を提供する行為(これは、本来、幫助犯的な行為である。)とを同視することはできないから、この法定刑は不当に重すぎると言わなければならない。

また、同乗者についても、「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」の法定刑を新設し、無免許運転罪よりはやや軽い法定刑を定めようとしているが、本来、教唆犯として捉えるべき行為を、わざわざ独立の犯罪として規定して、それに重い法定刑を定めるのは、不当であると言わざるを得ない。

以 上